

## <扶養請求調停>

### 1 概要

直系血族及び兄弟姉妹は相互に扶養義務がありますが，扶養を要する者（扶養権利者）と扶養義務者との間で，引取扶養や扶養料の支払などについて話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合には，家庭裁判所に扶養請求の調停又は審判を申し立てることができます。調停手続を利用する場合には，扶養請求調停事件として申立てをします。

ほかに，直系血族及び兄弟姉妹以外の三親等内の親族に扶養義務を負わせる申立て，複数の扶養義務者がある場合にその扶養すべき順序を指定する申立てなどもできます。

調停手続では，各扶養義務者の経済状況や生活状況，扶養権利者の意向等を考慮し，当事者双方から事情を聴いたり，必要に応じて資料等を提出してもらうなどして事情をよく把握して，解決案を提示したり，解決のために必要な助言をし，合意を目指し話し合いが進められます。

なお，話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には原則として自動的に審判手続が開始され，家事審判官（裁判官）が，必要な審理を行った上，一切の事情を考慮して，審判をすることになります。

### 2 申立人（申立てができる人）

扶養権利者

扶養義務者

### 3 申立先

#### 相手方の住所地の家庭裁判所

（ただし，相手方との間で担当する家庭裁判所について合意できており，管轄合意書を提出していただいたときには，その家庭裁判所でも対応することができます。）

相手方の住所地が京都府内の場合の申立先は，次のとおりです。

（相手方の住所地）	（申立先）
下記以外の市町村	京都家庭裁判所
南丹市（旧美山町を除く），亀岡市，船井郡	京都家庭裁判所園部支部
舞鶴市	京都家庭裁判所舞鶴支部

宮津市，京丹後市，与謝郡	京都家庭裁判所宮津支部
福知山市，綾部市	京都家庭裁判所福知山支部

相手方の住所地が京都府以外の場合の管轄については，裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域をご覧ください。

#### 4 申立てに必要なもの ※1

チェック欄

①	収入印紙・・・扶養権利者1人につき1200円分	
②	連絡用の郵便切手・・・ 80円切手×10枚 10円切手×10枚	
③	申立書1通・・・【申立書】・【記載例】を参照 ※2	
④	申立人の戸籍謄本（全部事項証明書） ※3※4	
⑤	相手方の戸籍謄本（全部事項証明書） ※3※4	
⑥	扶養義務者が他の扶養義務者を相手方とする場合，扶養権利者の戸籍謄本（全部事項証明書） ※3※4	

※1 ここに記載しているものは，審理のために標準的に必要なものであり，事案によってはこの他の書類等の提出をお願いすることがあります。

※2 住所欄の電話番号は，昼間に連絡のとれる番号を記入してください（携帯電話の番号でも可）。

※3 3か月以内に発行されたものを提出してください。

※4 同じ書類は1通で足りません。

#### 5 その他

ここでの説明は調停に関するものです。審判を申し立てる場合は，郵便切手の額が異なりますので，「乙類審判について」（家事調停の申立て一覧のページ又は家事審判・家事調停の申立て等一覧（50音順）のページ下にあります。）をご覧ください。

【郵送提出の場合の宛先（支部を管轄とするものを除く。）】

郵便番号 606-0801

京都市左京区下鴨宮河町1番地

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係） あてに送付してください。

**【問い合わせ】**

電話番号 075-722-7211（代表）

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係）（受付後は担当の係にお問い合わせ  
ください。）